

令和4年4月

移動式クレーン定期自主検査者安全教育を

(クレーン機能を備えた車両系建設機械も含む)

6月29日(水)に、広島市で開催します。

広島労働局長登録教習機関

一般社団法人日本クレーン協会西中四国支部



移動式クレーン定期自主検査者安全教育は、労働安全衛生法第45条第3項の規定の「移動式クレーン定期自主検査指針」に沿い、厚生労働省労働基準局長が定めたカリキュラムに基づき、移動式クレーンの定期自主検査者（年次検査・月例検査従事者）を対象に、安全で適正な検査の実施を図るため必要な知識の習得を目的として行う教育です。

つきましては、この教育を次のとおり実施しますのでご案内致します。

なお、この教育の修了者には当協会の「修了証」を交付すると共に、修了者が年次の定期自主検査を実施した場合には、「定期自主検査指針」に基づき検査を行ったことを示すために、当協会が発行する「検査済ステッカー」を、クレーンに貼付することができます。

記

- 1 日時 令和4年6月29日(水) 9:00～17:15
- 2 場所 広島市西区観音新町四丁目6番22号
三菱重工業株式会社 広島製作所 構内 第一教育センター
(申込者には地図を送付します。)
- 3 対象者 移動式クレーンの定期自主検査者（年次検査・月例検査従事者）
及び、新たに検査業務に従事しようとする者
- 4 定員 60名（定員になり次第締め切ります。）

5 受講料 13,345円 (テキスト代を含む)

6 科目及び時間

科 目	時 間
定期自主検査の意義・関係法令・災害事例等	1時間 9:00～10:00
安全装置の検査に関する知識	1時間 10:05～11:05
荷重試験の方法及び各部給油一般の検査に関する知識	1時間 11:10～12:10
上部旋回体、下部走行体、及びアウトリガの検査に関する知識	3時間 13:00～16:10
フロントアタッチメントの検査に関する知識	1時間 16:15～17:15

7 申込み方法と申込み先

申込書（当支部のホームページに掲載）に必要事項を記入の上、次へお申込み下さい。

〒733-0036 広島市西区観音新町一丁目20番24号

リョーコー・センタービル 4階

一般社団法人日本クレーン協会西中四国支部

TEL 082-208-1881 Fax 082-208-1885

もみじ銀行 広島中央支店 普通預金 0238729

なお、振込手数料は貴社（殿）負担でお願いします。

納付された受講料は、返却致しかねますのでご了承下さい。

8 申込み締切日 令和4年6月17日(金)

9 その他

- (1) 本講習会は、欠講はもとより、遅刻、早退等の場合は、修了証の交付ができないのでご注意ください。
- (2) 受講される方へお願い。
車両等（含むバイク・自転車）で講習に来所される方は、事前の届け出が必要です。
なお、講習日には、正門（三菱重工業株）で所定の入門手続きを行い会場に来所下さい。
- (3) また、受付で、本人確認ができる書類を提示または、提出して下さい。
- (4) ご照会等につきましては、当支部宛へお願いします。

以上